

令和 7 年 8 月 27 日開催

石狩市教育委員会会議（8 月定例会）資料

< 議案 >

議案第 2 号 令和 8 年度に使用する小学校用教科用図書の採択について

議案第 3 号 令和 8 年度に使用する中学校用教科用図書の採択について

議案第 4 号 令和 8 年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書の採択について・・・・・・・・・・・・・・・・別冊

< 報告事項 >

① 生振小学校の入学手続きの見直しに係るパブリックコメントの実施について
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

② 障がい者に関する使用料等の減免に係るパブリックコメントの実施について
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2

石 狩 市 教 育 委 員 会

《パブリックコメント》

特認指定校に関する入学手続きの見直しについて

1 概要

本市では、特認指定校※として『石狩市立生振小学校』を設置しています。同校では、その恵まれた地域環境を活かした体験活動を実施するほか、地域住民とのふれあいを通じた豊かな心の育成に力を入れており、他の学校とは異なる特色あるカリキュラムを実施しています。

この度、特認指定校特有の教育をより効果的に実践することを目的とし、安定的な就学が見込まれる児童に入学を認めるよう手続きの見直しを行います。

※特認指定校・・・従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの

2 見直し内容

現在の手続き

現在は、次の要件を満たす児童について、定員内で入学を認めています。

- (1) 小規模校での教育が適当と保護者が申立てた、通年通学が可能である心身とも健康な児童
- (2) 原則として、登下校時において保護者が送迎することができる児童

変更する手続き

一部の手続きについて変更します。

旧：入学を希望する場合、学校指定変更申立書を生振小学校に提出する
新：入学を希望する場合、学校指定変更申立書を教育委員会に提出する

追加する手続き

上記に加えて、入学の際に下記の手続きを新たに追加します。

- 生振小学校で実施する就学時教室（保護者説明など）へ参加すること
- 認定こども園等からの観察記録等の情報の収集に同意すること
- 教育委員会が必要と認める場合、就学相談を受けること

※手続過程の中で、児童に適した教育環境について保護者と相談していきます

3 パブリックコメント後の流れ

このパブリックコメントによる手続きを経て、石狩市教育委員会会議に諮り、令和9年度新就学に係る手続きからの適用を予定しています。

＜報告事項②関係＞

障がい者に関する使用料等の減免について

1 目 的

障がい者の経済的負担の軽減や、自立促進を図ることができるよう、公共施設の使用料等を減免するため、規則等の改正を行います。

2 対象となる障がい者

- ①身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- ②知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳の交付を受けている者
- ③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

3 減免内容とその割合及び対象となる施設

- ①身体障害者等（介助者を含む）が、一般開放個人使用又は一般開放個人利用をする場合

10 割減免

- ②構成員の半数以上が障がい者である団体が使用する場合 **5 割減免**

4 対象となる施設

【市長部局が所管する施設】

石狩市公の施設の使用料等減免規則に定める「公の施設」
及び 石狩市緑苑台パークゴルフ場、市民プール

【教育委員会部局が所有する施設】

- ・学校施設
- ・公民館
- ・ふれあい研修センター
- ・美登位創作の家
- ・市民図書館
- ・資料館

5 実施時期

令和 8 年 4 月 1 日より施行